

神戸市立有馬小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日	作成
平成 27 年 2 月 25 日	改訂
平成 30 年 7 月 1 日	改訂
令和 2 年 3 月 11 日	改訂
令和 3 年 4 月 9 日	改訂
令和 4 年 4 月 11 日	改訂
令和 5 年 4 月 14 日	改訂
令和 6 年 4 月 8 日	改訂

はじめに

有馬小学校では、いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子供でも起こり得るものであるという認識に立ち、有馬小学校の全児童が「笑顔いっぱい」「やる気いっぱい」「元気いっぱい」に学校生活を送ることができる、いじめのない楽しい学校にしていくために「神戸市立有馬小学校いじめ防止基本方針」を平成 26 年 4 月に策定した。その後 3 年が経過し、平成 29 年 3 月に国（文部科学省）の基本方針が改訂された。有馬小学校では、その内容を反映させるとともに、平成 30 年 3 月に改訂された神戸市基本方針を踏まえ、本校の状況および課題を検討しつつ、本基本方針を改訂することとした。

1. 本校の基本的な姿勢

- 神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした有馬小学校の生徒指導を継続展開していく。
- 児童・教職員の人権感覚を高める。
- 互いを認め合い思いやりの心を持たせ、校内で温かな人間関係を築く。
- 生命の尊さを自覚させ自他の生命や身体を大切にする態度を養う。
- いじめを早期に発見し、迅速かつ適切な指導を行うと共に再発防止に努める。
- いじめ問題について保護者、地域、関係機関との連携を深める。

以上の 6 つのポイントに重点をおいて取組を進める。

2. いじめとは・・・

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」平成 25 年）
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である（「いじめ防止等のための基本的な

方針」平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定)。本校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらずその訴えを真摯に受け止め児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応にあたる。

3. いじめの基本認識（「いじめ対応マニュアル」兵庫県教育委員会）

- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

4. 有馬小学校教職員の姿勢

- 全職員が児童一人一人とのかかわりを持つことにより児童との信頼関係を深め、児童の心に寄り添ったきめ細かな指導、支援に努める。
- 児童理解について教職員同士の情報交換をもとに共通理解を図り同一步調で指導にあたるようにする。
- 生徒指導委員会、職員会議、職員研修等で児童の実態を把握し、問題点に即した指導方針や指導内容について話し合いの場を持つ。
- いじめ問題への対処・対応等の研修を行い、教職員自ら人権感覚を磨き自己の言動を振り返るようにする。
- 教職員は、いじめは決して許さないという姿勢を持ち、日々の教育活動において指導を進める。
- 児童、保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持ち、組織で対応していく。

5. 校内体制

(1) 有馬小学校いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、全職員。 ※スクールカウンセラーは、定期学校訪問時に会を持つ。

(2) 有馬小学校いじめ対策委員会の役割

- 本校におけるいじめ防止等に取り組むことや相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- いじめの相談があった場合には、本委員会です実関係の把握、関係児童・保護者との対応を協議し、迅速に実行する。その際、いじめに関する情報については児童の個人情報の取り扱いについて配慮し対応を進める。

- 本校のいじめ対策についての取り組みの検証・改善を図る。

6. いじめ防止

- 児童一人一人が認められお互いを大切に、学級・学校の一員として自覚できるような集団づくりを行う。
- 学校、学級の約束、社会のルールを守る規範意識の向上を目指して、教育活動全般での指導に努める。
- 心通い合うあいさつや会話が誰にでもできよりよい人間関係が構築できるよう指導を継続する。
- 思いやりの心や命の大切さを、道徳の学習をはじめ環境学習やすべての学習活動において育成していく。
- 力のつく授業を実施していくと共に基礎基本の学力定着を図り児童の学習に対する意欲を高め達成感や成就感を味わわせることができるよう指導方法の工夫に努める。
- いじめは決して許されないことを全児童が理解し意識化できるよう全教育活動において指導を進める。
- いじめを見たり聞いたりしたら、すぐに教職員に知らせ相談することが解決につながる第一歩であることを理解させる。
- いじめ問題に関する校内研修を行いいじめについて教職員の理解と実践力を高める。
- 児童の僅かな変化に気付いたらすぐに学校に相談することの大切さを保護者に伝える。
- いじめ問題の解決には、学校と家庭・地域との連携を深めておくことが重要であることを懇談会や地域の会合等、機会を捉えて発信していく。
- 感染症に関わるいじめ問題が起きないようにする。

7. いじめ早期発見

- 平素より、児童の交友関係等生活実態をきめ細やかに把握し、個々の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように努める。
- 教職員が常に全児童の様子を見守り、児童の僅かな変化を敏感に察知し気付いたことについて迅速に教職員間で情報共有を行い、必要に応じて適切に対応する。気になる児童については、積極的に声をかけ児童の心の安定を図る。
- 担任だけでなく、養護教諭をはじめ他の教職員と悩みや困っていることがすぐに相談できるよう、ふだんからあいさつや会話を交わすことにより児童との人間関係を深めておく。
- 毎週の連絡会や毎月の委員会で、児童についての情報交換を行い、よりよい人間関係の構築を目指す。
- 定期でいじめアンケートを実施する。

8. いじめ早期対応

- いじめの兆候に気付いた時には、問題を軽視することなく、早期に事実関係の把握を行い対応

する。

- いじめられている児童や保護者からの訴えを親身になって聞き児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支えいじめから守る姿勢を持って対応することを児童、保護者に伝える。
- いじめに関する相談を教職員が受けたら管理職に即時報告すると共に、校内で情報を共有し対応についての検討を進める。
- 学校として組織的な体制のもとに事実関係の把握に努め、その事実を正確に当該児童の保護者に伝え、学校と家庭が協力し解決していくようにする。
- 再発防止に向けて関係児童を含め全児童への指導と、関係児童の保護者との支援を行う。
- 状況によっては、神戸市教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。
- 必要に応じてスクールカウンセラーと連携し児童、保護者の心のケアを行う。

9. インターネット・ソーシャルメディア利用によるいじめ対応

- インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者・地域への啓発に努める。
- パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関してマナーやルールづくり等について保護者に機会を捉えて協力を依頼する。
- インターネット、ソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図ると共に事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応を進める。

10. 保護者・地域との連携

- 保護者、PTA組織と連携し児童についての情報交換を積極的に行う。
- 有馬懇話会において地域、学校からいじめを撲滅するための取組を検討し進める。
- PTA、保護者会、学校運営協議会の会合等で学校でのいじめの現状や取組を発信し家庭、地域での児童の見守り児童育成の協力を依頼する。

11. 関係機関との連携

- インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ情報モラル教育を進めるために関係機関との連携を進めていく。
- 犯罪行為等が認められたときは警察や少年サポートセンター、法務局等と連携して対処を行う。
- 学校の指導だけでは十分な効果が得られにくい時は、関係機関と連携を行う。

12. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握する。

(2) 調査結果の報告

- 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する
- いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明する。

13. その他

- この基本方針は、本校の実態をもとに有馬小学校いじめ問題対策委員会において検証し、改定を行う。